

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。



国民年金保険料学生納付 特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

学生納付特例の承認期間は、4月から翌年3月までとなりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合は、4月初めに再申請の用紙が届きます。引き続き、学生納付特例制度の申請を希望される場合は、必要事項を記入の上、ご返送ください。

$$\text{【所得の目安】 } 118\text{万円} + \{\text{扶養親族等} \times 38\text{万円}\}$$

国民年金保険料学生納付特例の申請について
学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくと、令和3年度の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。苫小牧年金事務所までお問い合わせください。

年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。年金請求手続きの際は、支給要件を確認いただき、該当する場合は必ず申請をお願いします。

・支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要です。支給要件を満たさなくなった場合、給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。その後も該当になった場合は、再度、申請する必要があります。

・給付額は、毎年度、物価の変動による改定があります。給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

・給付金は、年金と同じ受取口座・同じお支払日に年金とは別途、お支払いします。

・原則、請求した月の翌月分からお支払いとなりますので、請求手続きは早めにお願います。

<p>老齢年金生活者支援給付金</p> <p>▶対象者 以下の支給要件をすべて満たしている方 ①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方 ②請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税である方 ③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9,900円以下の方</p> <p>▶給付額 保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。 ①保険料納付済期間に基づく額(月額) = 5,030円 × 保険料納付済期間 / 480月 ②保険料免除期間に基づく額(月額) = 1万856円 × 保険料免除期間 / 480月</p>
<p>障害年金生活者支援給付金</p> <p>▶対象者 以下の支給要件をすべて満たしている方 ①障害基礎年金を受けている方 ②年金の所得額が下記の額以下の方 (462万1,000円 + 扶養親族の数 × 38万円)</p> <p>▶給付額 障害等級が2級の方：5,030円(月額) 障害等級が1級の方：6,288円(月額)</p>
<p>遺族年金生活者支援給付金</p> <p>▶対象者 以下の支給要件をすべて満たしている方 ①遺族基礎年金を受けている方 ②前年の所得額が下記の額以下である方 (462万1,000円 + 扶養親族の数 × 38万円)</p> <p>▶給付額 5,030円(月額)</p>

申請・相談・問い合わせ
住民課 町民生活グループ ☎26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)
日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135

令和2年度の国民年金保険料
月額16,540円
納付は口座振替が便利です。
また、前納すると割引があり、お得です。
納付が難しい方は、免除申請ができます。